

地域協議会・地域創造基金の今後についての提言

令和元年6月21日

宮古市議会

## 目 次

はじめに	1
1 地域協議会との意見交換の概要	2
2 先進地視察	4
3 地域協議会、地域創造基金の今後についての提言	6

## はじめに

平成 17 年 6 月 6 日、宮古市、田老町、新里村は対等合併いたしました。合併新市において合併特例法による「合併特例区」ではなく、住民自治の強化を推進するため、地方自治法に基づく「宮古市地域自治区条例」を制定し、合併前市町村ごとに地域自治区、地域協議会を設置すると共に、「宮古市地域創造基金」の条例を制定しました。（平成 22 年 1 月 1 日川井村との合併も適用）

この「宮古市地域自治区条例」は地域協議会からの意見聴取事項として（１）新市建設計画の変更及び進捗状況に関すること。（２）地域創造基金に事業に関すること。（３）その他市長が重要と認める事項。となっています。又この条例は令和 2 年 3 月 31 日に効力を失うこととなっています。

「宮古市地域創造基金条例」の設置目的は、地域における住民の連帯強化及び地域の振興を図り、もって市民の一体感の醸成に資するためをされております。この基金の処分（審査）について「宮古市地域自治区条例」に示されている様に各地域協議会が（１）各地域自治区の住民の連帯強化に資すると認められる事業か、（２）各地域自治区の地域振興に資すると認められる事項かとの審査基準のもと所管しています。なお、基金条例には失効するとの期日は示されていません。

総務常任委員会は平成 30 年 6 月より、合併によって設置され、地域創造基金事業の審査を担ってきた自治区、地域協議会、地域創造基金の存続、あり方、条例失効後の住民自治の視点で、検証、議論し、またこの間の各地域協議会との意見交換を行うと共に、他市の取り組みについて視察をして参りました。

この度、総務常任委員会としての方向性をまとめましたので、地域協議会及び地域創造基金の今後について、市の施策に反映されることを望みます。

令和元年 6 月 21 日

宮古市議会議長 古 舘 章 秀

## 1 地域協議会との意見交換の概要

4 地域協議会と「地域協議会の今後のあり方等について」意見交換を実施した。各地域協議会での意見内容の概要は次のとおり。

### 【宮古地域協議会：平成 30 年 8 月 2 日】

《地方創生・定住促進の課題について》

◎よそ者が移住を決めるポイントは、「仲間や友達、世話をしてくれる人がいる」、「自分が活動できる拠点がある」ことの 2 点が重要ではないか。人のつながりやコミュニティを意識し大事にした取り組みが必要。

◎「誰かにやってもらう」、「行政にお願いする」のではなく、地域の取り組みに共感を覚える人たちと一緒にやる視点が「まちづくり」には重要。行政には地域の取り組みに対するいくばくかの支援と連携を期待する。それによって地域自身の力で、まちづくりを行なうサイクルにつながっていくのではないか。

◎若者の定住、Uターンには低家賃住宅の確保が必要。



《地域協議会と地域創造基金の今後のあり方について》

赤沼会長は、地域課題を解決していくためには地域協議会を存続する必要があるとの個人的認識を示しながら、地域協議会として今後のあり方を議論、検討していく予定とした。

### 【田老地域協議会：平成 30 年 9 月 13 日】

《地域協議会の今後のあり方について》

◎形を変えても地域の課題について意見交換ができる組織、地域住民の意見を反映できる組織が必要。

◎議会報告会のような地域住民と議会が定期的に意見交換や、意見を聞く場ができるのであれば地域協議会はなくても良い。

《地域創造基金について》

◎地域創造基金のように、地域に必要なイベントが継続できるよう行政の支援が必要。

◎田老地区の復興、活性化にはイベントが重要な役割を果たしている。

イベント継続には市の財政的支援が必要。



【新里地域協議会：平成 30 年 12 月 5 日】

《地域協議会の今後のあり方について》

◎地域協議会は必要。無くす場合でも地域の意見が反映される仕組みはつくるべき。

◎法的位置付けは別にして地域課題を市に提言する協議会は存続すべき。

◎合併をソフトランディングさせる役割の地域協議会はなくしても構わない。地域の課題や目標を考える場、組織は必要。

◎区長を中心した組織に見直しを図るべきとの意見も。

《地域創造基金について》

◎地域イベントの開催にあたっては、地元企業・団体からの協賛金等の自主財源確保にも努力しているが、地域の努力だけでは開催は困難。地域活性化には行政の財政的支援の継続が必要。



【川井地域協議会：平成 30 年 12 月 10 日】

《地域協議会の今後のあり方について》

◎地域協議会のような、地域の課題や活性化等を協議、検討していく組織は今後も必要。

◎地域協議会委員は6地域の「地域づくり委員会」から選出されており、協議会以外の組織との兼職も多く大変である。協議会委員のなり手もおらず協議会はなくして良い。

《地域創造基金について》

◎地域活性化やコミュニティ維持にはイベントが必要である。地域創造基金のような財政支援は有難い。

川井地区のイベント開催には、地域創造基金が無くなる場合でもそれに代わる財政的支援措置が必要。



以上のように、合併をソフトランディングさせる役割としての地域協議会は継続する必要はないとする意見や、協議会委員のなり手不足を理由になくしても良いという声もあったが、大勢は「地域の意見を行政に反映」するための組織、「地域課題・活性化」を議論、検討していく組織は今後も必要との意見であった。

地域創造基金については、地域活性化のためのイベント等に活用されており、行政の継続した支援を求める声はほとんどであった。

また、地域協議会委員の交代等によって、委員自身が地域協議会の役割や目的等について良く理解できていないとの声も出され、活動の実態が地域創造基金の審査がメインであることも伺われた。

## 2 先進地視察

平成31年2月5日に香川県三豊市を訪問し、「まちづくり推進隊」（地域内分権推進交付金制度）の取り組みについて研修視察を行った。



三豊市役所

### (1) 三豊市の概要

三豊市は、平成18年1月1日に7町が対等合併した市域面積222.73km<sup>2</sup>、人口63,636人（平成30年4月1日現在）の自治体である。

三豊市は、合併後の新市の総合計画基本理念を「自主・自立」とし、まちの将来像を「豊かさをみんなで育む市民力都市・三豊」とした。また、基本目標の中に「ともに考え行動する、自らが創るまち（人権・住民自治・行財政）」を明示し、地域内分権の推進を掲げた。社会的背景（官民・公私の遍歴）を江戸時代から現代にわたり分析し、現代の官民の隙間を新しい担い手の姿を、自主性の高い人財で構成される主体的（能動的）な法人（会員制組織）と明確に位置付け、地域活動の活性化と魅力あるまちづくりを行政コストの削減と合わせ進めたいとして、平成24年度からまちづくり推進隊制度＝地域内分権推進交付金制度が実施されている。

### (2) まちづくり推進隊（地域内分権推進交付金制度）

#### ①まちづくり推進隊の組織

まちづくり推進隊は、地域コミュニティ活性化のために自主的に活動する市の認定を受けた民間組織（NPO法人等）で、旧町（7町）ごとに組織されている。行政依存の受動的活動団体から主体的、能動的に活動するために会員組織とし、10名以上の会員と専属の事務局（専従職員）を有していなければならない。また、定款、規約で総会、理事会等の組織体制を明確にする必要がある。7つの推進隊の会員数は670人（市民の1%の加入率）である。

#### ②地域内分権推進交付金

従来、支所（行政）が行なっていた「法律で義務付けされていない業務」（交通安全業務、防犯灯の管理・修繕業務、自治会連合会事務局、地区衛生組織連合会事務局等）を市から移譲を受けて担っている。市は、この移譲業務に対し交付金（地域内分権推進交付金）を交付し、推進隊の活動資金（財源）とする仕組みである。

■ 交付金額（上限額） 均等割（1千万円）＋人口割（1人当たり400円）×0.97

注）市の交付金総額は1億円を上限としている。

■ 交付金取扱いの流れ 交付金上限額の範囲内で事業計画・収支予算を作成→交付申請→計画書の審査・交付決定→概算払い（一括払い）→実績報告書提出→清算



### ③まちづくり推進隊の事業

まちづくり推進隊は、民法が適用される団体であることから、制限が少なく身軽に自由に活動でき、既存の団体とも連携し事業が展開できる。市の移譲事務による交付金事業の外に、自主事業として他団体等との連携、協働による様々な独自事業（里山整備・環境美化、自主防災活動、子ども寺子屋、生活弱者支援、健康教室、観光マップ販売、特産品販売等）を行なっている。事業の中には、有料事業や企業から活動資金提供を受ける企業連携事業も行なわれている。また、コミュニティセンター等の公共施設の指定管理者受託も広がりを見せている。まちづくり推進隊の自主事業は146事業となっている。

### ④まちづくり推進隊・地域内分権推進交付金制度創設の背景

7町合併で新市（三豊市）ができたものの少子高齢化・人口減少が進む中、このまま行政サービスが増大していくと自治体財政はやがて行き詰るとの危機感を持つ一方で、行政改革を進めることで地域コミュニティが無力化すれば「まちづくり」の意味を失うことにもなるという首長（当時）の自問自答であった。

行政改革による職員（行政コスト）削減と地域コミュニティの活性化という二つの相反する課題を同時に解決するために導き出したのが、行政依存の他力本願ではない自立型の市民組織（＝まちづくり推進隊）を公共サービスの新たな担い手とする仕組みである。

### ⑤行政改革による職員（行政コスト）削減

具体化する手法として、支所がこれまで行なってきた「法律で義務付けされていない事務（自治体の法定外事務。具体的事務内容は前述のとおり）」を、市職員ではなく市民組織に担ってもらうことを条件に、それを賄う財源を手渡し、一定の活動資金を市が担保するものである。職員削減の財政効果を2億円と見込み、1億円は行政改革効果として、あとの1億円を上限に交付金として支給する仕組みとしている。

また、自由度の高い裁量権を持つ組織にするべきとの考えから、NPO法人制度を参考に組織創設が行なわれるとともに、NPOが抱えている「活動資金不足」、「専従事務局の不在」の課題を補う仕組みが検討され、「交付金の前払い（概算払い）」実施と「専従事務局」設置を義務付けしていることも大きな特徴点である。

専従事務局体制（2人～3人）は、団体としての責任をもった運営と活動が図られるだけでなく、自主的・主体的な活動を広げ、会員拡大・確保に取り組む拠点になっている。

以上のように、NPO法人等の「まちづくり推進隊」の活動は、まちづくりや地域の課題に関わりを持っていなかった市民が、興味がある活動でつながり、新たな課題の発見や新しい活動・事業の展開に広がっている点が注目される。

市民が主体的に活動し、市民力で地域を支え、行政の隙間を埋めていこうとする実践例は、本市の今後のまちづくりの参考になる調査研究であった。

### 3 地域協議会、地域創造基金の今後についての提言

#### (1) 地域協議会の今後について

総務常任委員会では、地域自治区条例失効後は、「自治意識に基づく主体的（能動的）な地域づくり活動の活性化」を目的とし、下記の活動を担う新たな組織（団体）を設置されるよう、提言します。

- ①新たな組織（団体）は、地域課題の解決、地域振興、活性化に取り組む。
- ②既存の町内会、自治会、諸団体と連携する。
- ③受動的ではなく能動的、自主的、主体的に活動する。
- ④NPO法人等の団体とする。
- ⑤運営、活動費は基本的に収益事業、会費、協賛金等で賄う。
- ⑥若者、女性の参加しやすい運営に努める。
- ⑦専従職員を配置する。（ただし、専従職員配置を裏付ける財源の見通しがつくまでの間、企画課及び総合事務所職員の支援も可とする）
- ⑧活動エリアは旧市町村単位とする。
- ⑨市は、新たな組織（団体）による地域コミュニティ形成と地域住民による地域振興、活性化を推進し、安定して組織（団体）運営の財源（資金）の確保を図るため、公共施設の指定管理、事務委託等を検討する。

#### (2) 地域創造基金の今後のあり方について

- ①市は、地域創造基金を廃止する場合はそれに代わる地域振興、活性化に資する予算を確保する。（当面、5年間）





平成31年1月4日協議  
「地域協議会について」

令和元年6月3日協議  
「政策提言について」  
～地域協議会の今後について～  
(第5回)



総務常任委員会委員

委員長	松本尚美
副委員長	木村誠
委員	西村昭二
委員	鳥居晋彦
委員	竹花邦尚
委員	田中尚
委員	工藤小百合